

介護保険制度が変わります

順次

問い合わせ 保険介護課 ☎2144

平成27年4月以降、介護保険制度の見直しが行われて見直しの時期ごとにどのような改正が行われるのか、主なものを紹介します。

- 介護保険料 … 平成27年4月～
- 特別養護老人ホームの入所基準 … 平成27年4月～
- 低所得者の食費・居住費の補助適用条件 … 平成27年8月～
- 一定以上所得者のサービス利用者負担 … 平成27年8月～
- 高額介護サービス費の負担限度額 … 平成27年8月～
- 介護予防・日常生活支援総合事業 … 平成29年4月～(予定)

平成27年4月～

介護保険料が変わりました

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、3年ごとに改定が行われ、向こう3年間に見込まれる介護給付費などをもとに、市区町村ごとに定められます。本市における平成27～29年度の介護保険料は、表1のようになります。

【表1】第1号被保険者の介護保険料

市町村民税課税状況		本人の所得など	保険料段階	保険料率	保険料(年額)	前回保険料(年額)との比較	
世帯	本人						
非課税	非課税	老齢福祉年金または生活保護を受給されている方	第1段階	0.45	27,125円	1,837円減	
		課税年金収入と合計所得金額の合計	80万円以下	第2段階	0.75	45,207円	1,764円増
80万円超120万円以下	第3段階						
120万円超	第4段階		0.87	52,440円	2,046円増		
80万円以下	第5段階	1.00(標準)				60,276円	2,352円増
課税	課税	合計所得金額	80万円超	第6段階	1.20	72,331円	5,718円増
			125万円未満	第7段階	1.30	78,358円	5,953円増
			125万円以上190万円未満	第8段階	1.50	90,414円	3,528円増
			190万円以上290万円未満	第9段階	1.60	96,441円	9,555円増
			290万円以上400万円未満	第10段階	1.75	105,483円	4,116円増
			400万円以上600万円未満	第11段階	1.85	111,510円	10,143円増
			600万円以上				

※ 保険料段階が第1段階の方は、公費により軽減された後の保険料率および金額を記載しています。(平成29年4月からは、保険料段階が第2・第3段階の方も表の額からさらに軽減される予定です)

平成27年4月～

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変わりました

特別養護老人ホームに新規に入所できる方は、原則として要介護3以上の方に限定されます。

- ① 認知症や知的障害、精神障害などにより、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 家族などによる深刻な虐待が疑われるなどの理由により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ③ ひとり暮らし、または同居する家族が高齢または病弱であるなどの理由により、家族などの支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援が十分に受けられないこと。

介護保険制度が(順次)変わります

「やむを得ない事情」の有無については、次のような事情を考慮して判断されます。

また、入所後に要介護2以下に変更になると、原則として入所の継続ができなくなり、(平成27年3月末時点で、すでに入所されている方には適用されません)ただし、「やむを得ない事情」があれば、例外として要介護1・2の方の新規入所が認められる場合や、要介護2以下となっても入所が継続できる場合があります。

平成27年8月～

低所得の施設利用者への食費、居住費の補助適用条件が変わります

特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所したり、短期入所(シヨ



ートステイ)を利用した場合の食費や居住費は、原則として利用者負担となりますが、市町村民税非課税世帯の方には上限額(負担限度額)が設けられる制度があります。この制度の適用を受けるには、あらかじめ市に「介護保険負担限度額認定申請書」を提出する必要があります。市で審査判定後、本制度が適用される方には「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。(サービス利用時に認定証を提示すると、表2の上限額が適用されます)※ 「介護保険負担限度額認定証」の有効期間は、翌年の7月31日までの1年間です。引き続き認定を希望する場合は、期間満了までに再度申請が必要です。

平成28年8月からは、利用者負担段階の審査判定にあたり、非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案することになる予定です。

ここが変更
申請者に配偶者(事実婚を含む)がいる場合は、住民票が別であっても審査判定のときに配偶者の課税状況が考慮されます。配偶者に市町村民税が課税されている場合は、上限額の適用がありません。また、申請者および配偶者に「一定額を超える預貯金など」がある場合は、表2に該当しても本制度が適用されません。

一定額を超える預貯金などとは、原則として、合計額が単身世帯で1,000万円、夫婦世帯で合わせて2,000万円を超える預貯金などです。なお、預貯金などは、現金のほか、預貯金(普通・定期)、有価証券(株式、国債、社債など)、投資信託などを指し、申請時に、原則として預金通帳の写しなどの金額を確認できるものを添付していただきます。

【表2】負担限度額(1日あたりの上限額)《一例》

利用者負担段階	食費の負担限度額	居住費の負担限度額	
		ユニット型個室	多床室
市町村民税非課税世帯の方	老齢福祉年金または生活保護を受給されている方	300円	0円
	合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	390円	370円
	合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	650円	370円



要支援1・2の方が利用できるサービスの一部およびこれまで介護予防事業が、市町村が行う事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に移行します。

要支援認定を受けた方の訪問介護(ホームヘルプサービス)および通所介護(デイサービス)は、制度移行後は介護サービス事業者のほか、NPO、一般企業、ボランティア団体などの提供するサービスを受けることとなります。

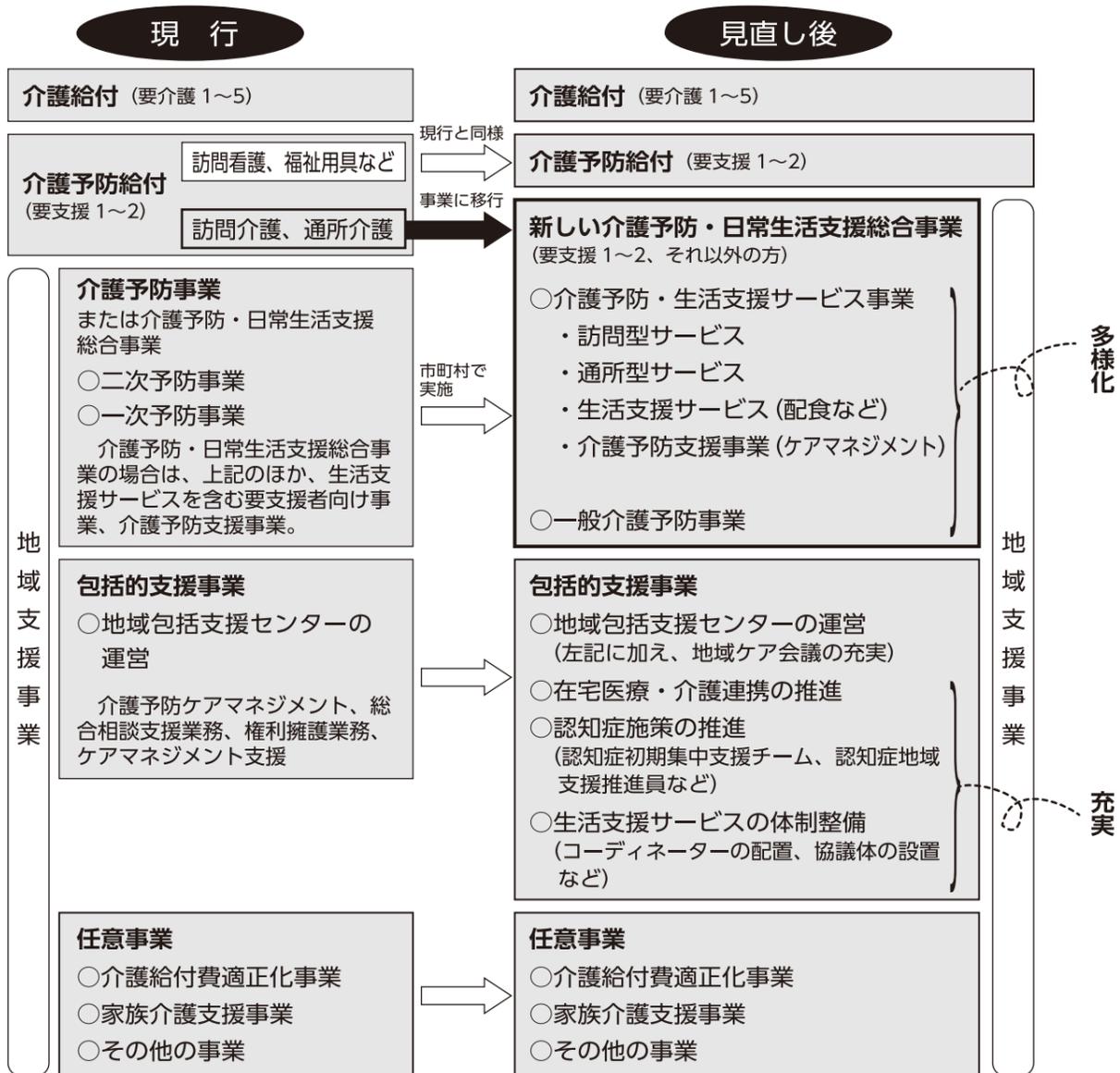
制度の移行時期は、平成29年4月1日の予定です。(それまでは、訪問介護および通所介護は従来の介護予防サービスを受けることになります)

平成29年4月～(予定)

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります



新しい介護保険制度の構成



介護保険制度の改正内容について、市では希望に応じて自治会や老人クラブなどの団体を対象とした出前講座を開催する予定です。出前講座を希望する団体などは、保険介護課(☎2144)へお問い合わせください。

平成27年8月～

一定以上の所得がある方のサービス利用者負担が1割から2割になります



ケアプランに基づいて介護サービスを利用した場合の利用者負担割合について、「一定以上の所得がある方」は2割となります。

そこで、本年7月頃に、要介護・要支援認定を受けている方全員に対して、負担割合(1割または2割)を記載した『介護保険負担割合証』を発行する予定です。8月以降にサービスを利用するときは、サービス事業所の方に『介護保険被保険者証』と一緒に提示してください。

※『介護保険負担割合証』の有効期間は、翌年の7月31日までの1年間です。(負担割合の判定は毎年行われます)

「一定以上の所得がある方」とは、サービスの提供を受けた月の前年(1月から7月までの間にサービスを受けた場合は前々年)の合計所得金額が160万円以上の方です。ただし、世帯内の第1号被保険者について、年金収入とその他の合計所得金額の合計額が346万円(第1号被保険者が1人しかない場合は280万円)未満となる場合は、1割負担になります。

平成27年8月～

高額介護サービス費の負担限度額が変わります



1か月に支払った介護サービスの利用者負担(1割または2割)が高額になり一定額(利用者負担限度額)を超えるのと、この超えた金額を給付する高額介護サービス費という制度があります。

「現役並み所得者に相当する方」とは、原則として、同一世帯内にサービスの提供を受けた月の前年(1月から7月までの間にサービスを受けた場合は前々年)の課税所得が145万円以上である第1号被保険者(65歳以上の方)がいる方です。

ただし、同一世帯内の全ての第1号被保険者の収入の合計額が520万円(第1号被保険者が1人の場合は383万円)未満の場合は、負担限度額が37,200円となります。(※別途申請が必要です)



現在の利用者負担限度額の上限は37,200円ですが、高齢者医療制度の「現役並み所得者に相当する方」の利用者負担限度額を44,400円とする区分が新たに設けられます。

【表3】利用者負担の限度額(1カ月)

利用者負担段階	利用者負担限度額	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
市町村民税課税世帯の方	現役並み所得者に相当する方	44,400円
	一般世帯の方	37,200円
市町村民税非課税世帯の方	合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方など	24,600円
	合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方 老齢福祉年金を受給されている方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給されている方など	15,000円	15,000円